

長窪地区地区計画

1 都市計画決定年月日及び告示番号

平成 6 年 4 月 1 日
平成 8 年 2 月 26 日

中井町告示第 16 号
中井町告示第 13 号 変更

2 都市計画決定の内容

名 称	長窪地区地区計画					
位 置	中井町井ノ口字大長窪、字小長窪及び字西長窪並びに藤沢字向山、字向山坂及び字扇附					
面 積	約 11.3ha					
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、東名高速道路秦野中井インターチェンジから南に約 1.5km に位置し、都市計画道路「新南金目中井線」に隣接している地区で、開発行為により工業地としての整備が行われる地区である。</p> <p>本地区からインターチェンジにかけての「グリーンテクなかい」地区では、区画整理事業により工業地としての基盤整備が展開されており、今後本地区と一体となって一層の発展が見込まれている。</p> <p>このため、地区計画を策定することにより、工業地域として適正かつ合理的な土地利用を図るとともに、緑地を豊富に配慮し、良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>				
	土地利用の方針	工業地としての適正な操業環境を形成するとともに、周辺の自然環境に配慮した、緑豊かな地区の形成、保全を図る。				
	地区施設の整備の方針	本地区は、開発行為により公園、緑地等が配置されるので、この機能が損なわれないよう維持、保全を図る。				
	建築物等の整備の方針	<p>1 良好な工業生産環境を形成、保全するため建築物等の用途制限及び壁面の位置について制限を定める。</p> <p>2 周辺地区と調和のとれた自然環境を形成するためかき又はさくの制限を定める。</p>				
	緑化の方針	豊かな自然環境と周辺地域との調和のとれた街区を形成するため、道路に面した部分及び敷地境界部分において緑化に努める。				
地区整備に関する計画	地区施設の配置及び規模	<table border="1"> <tr> <td>緑地</td> <td>約 2.5ha</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>約 0.3ha</td> </tr> </table>	緑地	約 2.5ha	公園	約 0.3ha
	緑地	約 2.5ha				
	公園	約 0.3ha				
	建築物等に關する事項	建築物等の用途制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 住宅。ただし、既に建設されている住宅及び同住宅の従前と同様の用途のための増・改築及び模様替えについては、この限りではない。</p> <p>2 共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>3 物品販売業を営む店舗又は飲食店</p> <p>4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 建築基準法第 51 条に定める施設を利用して行う汚水処理、ごみ焼却その他の処理の事業を営む建築物</p> <p>7 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造事業を営む建築物</p> <p>8 製革、にかわの製造又は毛皮の精製事業を営む建築物</p> <p>9 動物を原料（排せつ物を含む。）とする肥料、飼料の製造事業を営む建築物</p>			
壁面の位置の制限		建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面から道路境界又は敷地境界線までの距離は 10m 以上とし、かつ、その間に 2m 以上の植栽帯を設け、植栽を施したものでなければならない。ただし、延べ床面積 200㎡以下の建築物、門、並びに既に建築されている住宅及びその増・改築により建設される建築物については適用しない。				
かき又はさくの構造の制限		かき又はさくは、法令等の基準を満たすためやむを得ない場合を除き、生垣又はネットフェンス等としなければならない。但し、既に建設されている住宅及びその増・改築により建設される建築物に付属するかき又はさくについてはこの限りではない。				

・「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」